

いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月
福井市東郷小学校

福井市東郷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和6年4月12日 改定

※今年度改定部分は色を付けて表記

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童に十分理解させることが大切である。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、令和6年度の学校教育目標に「自分らしく生きる力を身につけ、なかまとたくましく歩む子」を掲げている。その中で、児童につけたい4つの力として
 - ①自分を知り、好きになる力
 - ②人を大切にして、関わっていく力
 - ③自分の考えをもち、語る力
 - ④失敗をおそれず、挑戦する力を設定している。この4つの力を身につけることで、いじめ防止につなげていく。
- 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

1 「いじめの防止等の対策に関する基本理念」に記述した本校が目指す 4 つの力を児童に身につけさせるために、児童主体の活動となるような場を設定し、思いやりある東郷っ子に育て、みんなで支え合う仲間作りをする。また、個に応じた支援を行い、気がかりな児童を見逃さないチーム対応での支援を全職員一丸となって行っていく。

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- ほめて伸ばす教育

ふるさと学習や、偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出す。また、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

- 人権教育の推進

人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育む。

- 体験活動の推進

集団宿泊学習やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進める。

- 道徳教育の推進

児童に対して生活のために必要な習慣や態度を身につけさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせる。また、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てると共に、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進める。

発達段階に応じた指導を計画的に行うことで、規範意識等の醸成に努めるとともに、認め合い学び合う心や感謝の心を育てる。

- 総合的な学習の時間における取り組み

児童が探求的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参加しようとする態度を養う。

児童一人ひとりが持つ本来の力を引き出し、伸ばすように適切に支援していくことで、他者や社会との関わり方を自ら考えられる力を育てる。

- 特別活動における取り組み

教室やたてわりグループなど、所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶことを通じて、目標達成の喜びを味わい、自信の獲得につなげていく。

多様な集団活動における協力し合う過程で互いの理解が深まり、互いを尊重し合って生きることの大切さを感じられるように働きかけていく。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめ防止のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校

におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

（３）いじめの未然防止

- 「いじめの対策委員会」の設置
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。
- 授業改善
分かる喜び・できる喜びのある授業づくり推進のために、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。
- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう学校づくりを進める。
- 児童の主体的活動の充実
学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。
- 開かれた学校づくり
いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- インターネットや情報機器等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。

- 特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・ 東日本大震災や能登半島地震により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

- SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

（４）いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

- 自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

- アンケートの実施

毎月いじめの実態調査アンケートを行い、いじめ問題の早期発見に努める。気がかりな記述があれば、当該クラスの担任から気がかりな児童についての聞き取りを詳細に行い、管理職に報告・相談するとともに、チームで早期対応を行う。

- 教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談と小学校カウンセラーによる年1回の全校カウンセリングを通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

- いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報は、いじめの実態調査アンケートと共に全て保管し、前年度の記録も閲覧できるようにしている。

- 家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

- いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

- いじめ対応サポート班による迅速な対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、いじめ対応サポート班による事実確認と指導等、組織的対応で被害児童を守る。
- 被害児童とその保護者への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、調査結果、加害児童への指導結果を保護者に説明し、被害児童とその保護者への支援に最優先で努める。
- 加害児童とその保護者への対応
いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導・支援を行う。調査結果、指導結果を加害児童の保護者に説明し、学校での指導・支援への理解と再発防止への協力を得るため、保護者への面談を継続的に行う。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、小学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や総合福祉相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行う。
- ・ 重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。
 - ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
 - ・ 市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設して定期的に会を開催する。

- ① 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、
小学校カウンセラー等

② 活動

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

- ② 構成員 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭
小学校カウンセラー等

③ 活動

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・小学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、総合福祉相談所等との連携

いじめの防止等のための組織図

